

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

職員によるセクシュアルハラスメント

被処分者	主事 29歳
事案の内容	被処分者は、令和2年8月中旬から9月中旬にかけて、当時同僚の職員に対して、性的な内容の画像を送信することや勤務時間中における身体的接触などのセクシュアルハラスメントにあたる行為を行った。
処分の内容	停職 2月間
発令年月日	令和3年7月12日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号